新エネルギー等発電等設備の固定資産帳簿価額／固定資産合計額　新エネルギー等発電等費
送電設備の固定資産帳簿価額／固定資産合計額　送電費
変電設備の固定資産帳簿価額／固定資産合計額　変電費
配電設備の固定資産帳簿価額／固定資産合計額　配電費
業務設備の固定資産帳簿価額／固定資産合計額　一般管理費
休止設備の固定資産帳簿価額／固定資産合計額　休止設備費
貸付設備の固定資産帳簿価額／固定資産合計額　貸付設備費
事業外固定資産の固定資産帳簿価額／固定資産合計額　営業外費用

②　①により整理された休止設備費、貸付設備費及び営業外費用を特定需要・一般需要外部門の欄に整理すること。

⑵　一般管理費（⑴により整理されたものを含む。以下この⑵において同じ。）を、次の方法により、８部門に配分することにより整理すること。

①　一般管理費を、営業費用項目ごとに、発生の主な原因に応じて、可能な限り８部門に直課すること。

②　①の整理により難い費用を、別表第３に定める活動帰属基準又は配賦基準により、営業費用項目ごとに整理すること。

⑶　水力発電費、火力発電費及び新エネルギー等発電等費（⑴及び⑵により整理されたものを含む。以下この⑶において「水力・火力・新エネルギー等発電等費」という。）を、それぞれ、次の方法により、離島等供給に係る費用（以下「離島等供給費用」という。）又は離島等供給費用以外の費用（以下「非離島等供給費用」という。）に整理し、非離島等供給費用に整理された水力・火力・新エネルギー等発電等費を、アンシラリーサービス費用及び非アンシラリーサービス費用に配分することにより整理すること。

①　水力・火力・新エネルギー等発電等費を、営業費用項目ごとに、発生の主な原因に応じて、可能な限り離島等供給費用又は非離島等供給費用に直課すること。

②　①の整理により難い費用を、営業費用項目ごとに、別表第４に定める活動帰属基準又は配賦基準により、離島等供給費用又は非離島等供給費用に配分することにより整理すること。

③　①及び②により整理された非離島等供給費用を、発生の主な原因に応じて、アンシラリーサービス費用及び非アンシラリーサービス費用に整理すること。

⑷　変電費（⑴及び⑵により整理されたものを含む。以下この⑷において同じ。）を、次の方法により、低圧需要、高圧需要及び特別高圧需要のいずれにも応じて使用される変電設備に係る費用（以下「受電用変電サービス費用」という。）及び受電用変電サービス費用以外の費用（以下「配電用変電サービス費用」という。）に配分することにより整理すること。

①　変電費を、営業費用項目ごとに、発生の主な原因に応じて、可能な限り受電用変電サービス費用又は配電用変電サービス費用に直課すること。

②　①の整理により難い費用を、別表第３に定める活動帰属基準又は配賦基準により、営業費用項目ごとに、受電用変電サービス費用又は配電用変電サービス費用に配分することにより整理すること。